



権利擁護事業の取組状況と 高齢者終活登録事業について

権利擁護事業の取組状況について

1. 高齢者虐待防止取組報告
2. 成年後見制度利用促進取組報告
3. 高齢者終活登録事業について

1. 高齢者虐待防止の取組について

①周知・啓発

- ・虐待の未然防止、早期発見のための周知・啓発は継続的に行うことが重要です。
- ・引き続き、早期発見・早期対応の重要性について、関係機関や地域等、対象に合わせた研修会の開催や周知方法及びツールの作成について検討していきます。

□関係機関に向けて

・高齢者虐待防止について動画配信

対象 : 市内介護保険事業所
内容 : 早期発見、早期相談の重要性
視聴回数 : 354回
視聴人数 : 614回 (事後アンケート結果より)

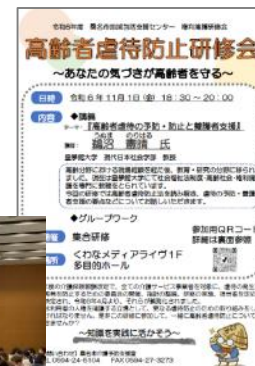
□地域に向けて

・虐待気づきシートなどの配布

地域の集まり場や民生委員定例会、金融機関、郵便局、医療機関などに outward、周知啓発

・高齢者虐待防止研修会開催

対象 : 高齢者支援に関わる方
内容 : 講義とグループワーク
参加者 : 101名



・介護者のつどい

認知症家族を支える場として介護者のつどいを開催し、認知症の理解や介護者同士のねぎらい場を提供



1. 高齢者虐待防止の取組について

②ネットワークの構築

- ・早期発見や見守り体制、再発防止のため、地域の関係者や関係機関と既存のネットワークを活用し、連携対応することが必要です。
- ・権利擁護支援に関する様々な既存の**ネットワーク**との更なる連携によって、早期発見や見守り体制、介入支援の充実を図ります。

□地域支援調整会議の開催 ※ R5 年度開催回数 77回

虐待対応ケースだけでなく、セルフネグレクト、消費者被害等、支援困難なケースや虐待リスクがある場合、支援者及び関係者間でチームとして支援方針を検討

□高齢者虐待防止ネットワーク委員会の開催

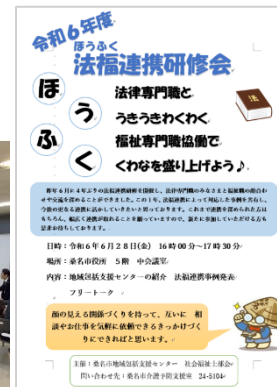
虐待の事例報告および関係機関の情報共有を目的とし、年1回開催

□法福連携研修会開催

目的：法律専門職と福祉職の相談できる関係づくり

内容：法福連携した事例報告およびグループワーク

参加者：法律専門職12名、包括職員13名



1. 高齢者虐待防止の取組について

③ 関係機関との連携

- ・DVや8050世帯、消費者被害等、他部署や他機関との連携が必要な事案が増えています。
- ・高齢部門だけでは対応できない複合的な課題については、地域支援調整会議等の開催を通して、関係機関や他部署との連携協力体制を図っていきます。

☐ 成年後見制度の申立や日常生活自立支援事業支援の検討

福祉後見サポートセンターや日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度利用申立ての必要性を検討

☐ 電子連絡帳による情報連携の活用

虐待やリスクがある世帯の見守りや経過観察のため、関係機関や支援者間でタイムリーに情報共有することで、連携強化している

☐ 専門職（弁護士等）への相談

三重県高齢者・障がい者虐待防止チームへの相談や助言
地域包括ケアシステムアドバイザー派遣事業活用による助言

2. 成年後見制度利用促進に関する取組

① 中核機関の設置

- ・一機関だけでは対応できない多様な課題が増えており、本人や地域に対して包括的な支援が行えるような地域連携ネットワークの更なる推進が必要です。
- ・「**福祉後見サポートセンター**」を桑名市社会福祉協議会に委託し、中核機関と位置付け、成年後見制度だけにとどまらず地域の権利擁護支援の機能強化に向けて、地域連携ネットワークのコーディネートを担います。

【中核機関の機能】

① 広報機能（周知・啓発）

- ・支援機関向けの研修会や出前講座
- ・パンフレットによる相談窓口の周知

② 相談機能（早期発見・支援）

- ・市民や関係機関からの相談対応
↳ R5年度相談件数 27件
- ・司法書士相談会の開催（月1回）
↳ R5年度相談件数 20件

③ 利用促進機能（担い手の育成等）

- ・市民後見人フォローアップ講座開催
- ・市民後見人単独受任移行に向けた検討
↳ 市民後見人受任件数 3件（R6.12現在）

④ 後見人支援機能（チームによる支援）

- ・地域支援調整会議への参加や助言
- ・意思決定ガイドライン普及啓発
- ・親族後見人が相談できる体制づくり

2. 成年後見制度利用促進に関する取組

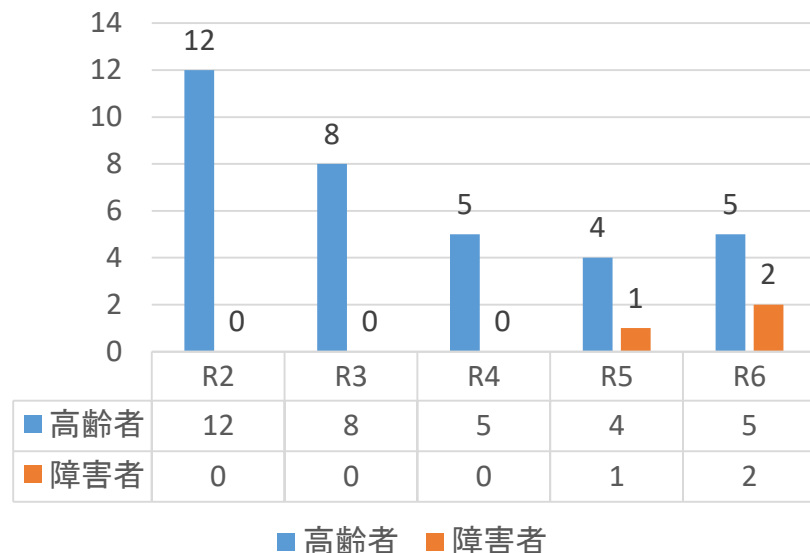
② 成年後見制度の利用支援

・ 認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用に係る利用負担が困難な場合、その費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援しています。

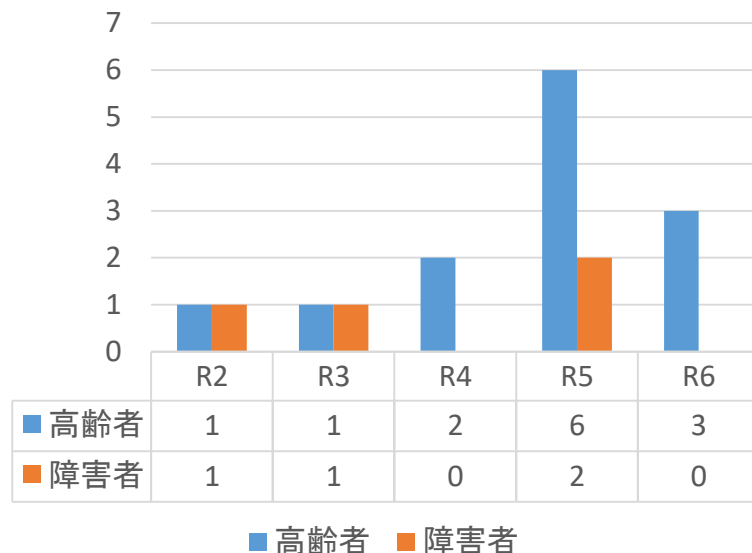
(※令和6年4月より、報酬助成の対象を拡大し、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人も対象としました)

・ 認知症高齢者等のうち、配偶者又は2親等以内の親族を欠く人等を対象に、桑名市が後見開始等に関する審判を請求します。

報酬助成件数(実人数)



市長申立件数(実人数)



3. 高齢者終活登録事業について

- ・人口が減少に転じていく中、高齢者が占める割合が増加する一方で、家族の単位は年々小さくなり、単身世帯が増加することが見込まれている

- ↳ **高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯の増加**

- ・家族だけでなく、地域のつながりが希薄することで、地域や家族が担っていた日々の支援が不足している

- ↳ 病気や事故などにより意思表示できなくなったときや死亡したときに、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が分からない事態が増加

- ↳ 身寄りのない高齢者を支える制度がない



もしもの時に、高齢者が終活に関するご自身の意思を事前に登録し、備えておくことができるよう、令和7年度から「**桑名市終活登録事業**」を開始

3. 高齢者終活登録事業について

【事業の概要】

高齢者が自身の意思で、「終活」に関する情報を市に登録し、高齢者自身が病気や事故等で意思表示できなくなったときやお亡くなりになったときに、事前に登録した緊急連絡先や終末期医療に関することなどの「終活」に関する情報を、警察署、消防署、医療機関等からの照会に対して、市が本人に代わってお伝えする事業

- 登録対象者 65歳以上の市民の方
- 登録できる方 対象者本人 ※ただし、本人が認知症などやむを得ない場合を除く
- 登録方法 介護高齢課に申請書を提出（郵送、オンライン申請可）し、登録時に「登録カード（携帯用）」と「登録マグネット（自宅用）」を渡す。
- 登録できる内容
 - ・ 緊急連絡先
 - ・ かかりつけ医や病気などの情報
 - ・ 延命治療など終末期医療に関すること
 - ・ 葬儀やお墓、遺言書など
 - ・ エンディングノートのことから自由選択
- 更新方法 年1回、更新のお知らせを郵送



もしもの時の私の情報は
桑名市に登録してあります

桑名市終活情報登録カード

氏名
生年月日

登録日 年 月 日 登録番号【 】

お問い合わせ先
桑名市役所介護予防支援室
電話：0594-24-5104

3. 高齢者終活登録事業について

登録から開示までの流れ

